ウラノス・エコシステム・プロジェクト制度 申請書

申請日 2025年5月7日

■留意事項

提出いただいた申請書は、原則として非公表です。ただし、先導／挑戦プロジェクトとして選定された場合、記入いただいた申請内容や添付いただいた参考資料は、経済産業省HP等における紹介に使用させていただく場合がございます。万が一、申請書に記入いただいた内容や参考資料で公表対象外とすべき箇所があれば、「チ　備考欄」にてその旨お知らせください。

申請にあたっては、本申請書だけではなく、参考資料を添付いただくことも可能です。その場合は、各資料について参考資料番号を付すとともに、各要項（イ～ニ）で対応する参考資料番号を記載ください。

■応募区分に関する説明

応募を希望する区分	先導プロジェクトでの応募を希望する
上記を選択した理由	ウラノス・エコシステム先導プロジェクトに合致する取組だから。

■募集対象に係る説明

イ	**代表者に関する情報**	**氏名**	森川　博之　/　柳瀬　徹
		所属	一般社団法人電力データ管理協会　代表理事
		連絡先(メールアドレス)	staff_office@denkankyo.jp
		連絡先(電話番号)	03-6811-0747 (非公開)
ロ	**プロジェクトの名称**		電力データ提供サービス
ハ	**プロジェクトの概要**		全国8000万台のスマートメーターにおいて30分ごとに生成される電力使用・売電実績、電力取引の基礎となる電力データを、一般送配電事業者（データ提供会員）から収集し、データ利用者（データ利用会員）に提供 ・個データ：30分電力量、マスタ情報（供給地点特定番号又は受電地点特定番号、住所、契約名義、契約電力、発電設備出力、電圧、電気方式、契約開始日等の契約情報） ・統計データ：市町村別及びメッシュ別30分使用・受電電力量（電圧別）、データ収集地点数、契約電力等 Webサイト：https://denkankyo.jp/

対応する参考資料がある場合は番号を記載→　別添ファイル参照

※プロジェクトに関するウェブサイトなどがあれば、そちらも記載ください。

■審査の視点に係る説明

ニ　サービスの明確化に関する説明

本協会が提供するサービスは、スマートメーターから収集される電力データを電気事業としての設置目的である電力使用量の計量や管理ではなく、契約者本人の同意を得て、安否確認や見守り、エネルギー使用量の把握や最適化といった広範な二次利用を可能とする基盤的なサービスである。
本サービスは、電力データにおける需要者保護と利便性確保を目的とした認定電気使用者情報利用者等協会制度に基づき認定されており、一般送配電事業者、需要家、データ利用会員（二次利用事業者）の意向を反映した形態となっている。また、データ利用会員は定款・業務規定等に則り、データ利用を行うことが可能であり、特定の業種や事業者を排除するものではない。
※制度概要、入会手続、利用条件、システム構成、データ仕様については下記資料に記載。
https://denkankyo.jp/files/denkankyo_setsumei.pdf

対応する参考資料がある場合は番号を記載→

※なお、本要項への説明にあたっては、データ連携に係るシステム構成が分かる図表を参考資料として提出してください。

ホ　データ主権の確保に関する説明

本協会のデータ利用会員（電力データを活用したサービスを提供する事業者）は、個データの利用に先立ち、利用目的ごとに、電気の契約者（個人・法人）の同意を得ることとなっており、かつ、本協会は、電気の使用者等（個人・法人）に対して、利用会員に対する個データの提供についての同意を確認することとしている（業務規程第3条）。
本協会は、利用会員に対する個データの提供に関し、個データの提供方法、利用目的、相談や問合せを行う方法、電気使用者等から同意の撤回があった場合の対応、個データの利用条件を含む契約約款を策定し、公表することとしている（業務規程第9条第1項）。
（参考）電力データ提供サービス基本約款、個データ利用契約約款、統計データ利用契約約款
本協会は、個データの保護水準を担保する観点から、利用会員及び提供会員と、利用会員と本協会の責任の範囲や本協会が利用会員に提供する個データの取扱いや利用条件等についての契約を締結することとしている（業務規程第9条第3項）。

対応する参考資料がある場合は番号を記載→

※なお、本要項への説明にあたっては、データ連携に係る実際の契約書等を参考資料として提出してください。

ヘ　オープン性の確保に関する説明

・電力データ活用は、電事法37条により、提供会員（一般送配電事業者）と利用会員（電力データを活用したサービスを提供する事業者）が設立した一般社団法人が経産大臣の認定を受けて行うこととなっている。認定電気使用者情報利用者等協会である電管協の会員になることで、電力データ活用ができる。
・本協会への参加方法、会員種別、利用条件等はプロジェクト概要に記したホームページに公開されている。システムの技術仕様は入会後に開示される。

対応する参考資料がある場合は番号を記載→

ト　関係者との積極的な連携に関する説明

データ利用会員になろうとするものに対しては、プロジェクト概要に記したホームページに問い合わせフォームを設置しており、いつでも相談が可能である。このほか「ウラノス・エコシステムの拡大及び相互運用性確保のためのトラスト研究会」に本協会の業務執行理事が構成員として参画した実績がある。
電力データの活用は、異なる事業者間での協調・共創を通じた新たな価値創造を目指すプロジェクトであり、特定の分野における部分最適を志向するものではなく、特に本人性の確認やトラストの分野での全体最適を目指して、関係者との連携を推進していきたい。

対応する参考資料がある場合は番号を記載→

チ　備考欄

本協会は、電気事業法第37条の4に基づき、経済産業大臣から認定電気使用者情報利用者等協会の認定を受けている（2022年6月30日付け）。

※申請を行ったデータ連携の仕様が、「Whitepaper：ウラノス・エコシステム・データスペーシズ リファレンスアーキテクチャモデル」に準拠している場合、申請を行った運営主体が、情報処理の促進に関する法律法第28条に基づく認定を取得している場合は、その旨記載してください。